

令和6年度

監査結果報告書

定期監査（前期）

財政援助団体監査

石狩市監査委員

石 監 査 第 53 号
令和 6 年 8 月 19 日

石 狩 市 議 会 議 長	花 田 和 彦 様
石 狩 市 長	加 藤 龍 幸 様
石 狩 市 教 育 委 員 会 教 育 長	佐々木 隆 哉 様
石 狩 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	白 井 俊 様
北 石 狩 公 平 委 員 会 委 員 長	成 田 祥 介 様
石 狩 市 農 業 委 員 会 会 長	須 藤 義 春 様

石狩市監査委員 及 川 浩 史

石狩市監査委員 伊 藤 一 治

令和 6 年度監査結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定による監査を石狩市監査基準に準拠して
実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出する。

目次

第 1	定期監査（前期）	1
1	監査期間	1
2	監査範囲	1
	（1）対象部局・実施期間	
	（2）監査項目・対象書類	
3	着眼点	2
4	監査方法	2
5	監査結果	2
第 2	財政援助団体監査	2
1	監査期間	2
2	監査範囲	2
	（1）団体名	
	（2）補助金等の名称	
	（3）所管部局	
	（4）令和 5 年度交付額	
3	着眼点	3
	（1）財政援助団体	
	（2）所管部局	
4	監査方法	3
5	監査結果	3
	（1）財政援助団体	
	（2）所管部局	
6	参考資料	4
	（1）団体の概要	

第 1 定期監査(前期)

1 監査期間

令和 6 年 5 月 13 日から 6 月 28 日まで

2 監査範囲

令和 6 年度監査等計画及び令和 6 年度監査実施計画（前期）に基づき、令和 5 年度（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月分）の事務執行分を基本とし、必要に応じ他の年度の執行状況を勘案し監査を行いました。

(1) 対象部局・実施期間

部 局	実施期間
議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局 北石狩公平委員会事務局 農業委員会事務局 会計管理者 総務部	5 / 13 (月) ～ 5 / 17 (金)
企画政策部 産業振興部	5 / 20 (月) ～ 5 / 24 (金)
財政部 環境市民部	5 / 28 (火) ～ 6 / 3 (月)
福祉部 子育て推進部 健康推進部	6 / 4 (火) ～ 6 / 12 (水)
建設部 水道部 厚田支所 浜益支所	6 / 14 (金) ～ 6 / 21 (金)
教育委員会 学校教育部 教育委員会 社会教育部	6 / 24 (月) ～ 6 / 28 (金)

※北石狩公平委員会事務局に係る監査は、地方自治法第252条の11第4項の規定に基づく監査を兼ね実施しました。

(2) 監査項目

監査項目	対象書類
① 収入金の収入事務(抽出)	申請書、収入金の決定書、調定票、納入通知書、収入原簿など収入に関する書類
② 支出事務	
ア 負担金補助及び交付金(抽出)	補助金等交付申請書など、補助金等の支出に関する書類

3 着眼点

主要な着眼点として、以下の項目を設定しました。

- ・ 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。
- ・ 調定、徴収及び現金取扱事務は適正に行われているか。
- ・ 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- ・ 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- ・ 過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査は石狩市監査基準に準拠し、合規性、正確性の視点はもとより、内部統制(チェック体制)など事務事業の管理体制並びに事務事業の経済性、効率性及び有効性に留意して実施しました。

実施に当たっては、対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行いました。また、疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

5 監査結果

前述のとおり監査した結果、適正に執行されていることが確認されました。

第2 財政援助団体監査

1 監査期間

令和6年5月13日から6月27日まで

2 監査範囲

令和6年度監査等計画及び実施計画(財政援助団体監査・公の施設の指定監理者監査)に基づき、令和5年度の財政的援助に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度も対象としました。

(1) 団体名

公益財団法人石狩市スポーツ協会

(2) 補助金等の名称

公益財団法人石狩市体育協会拠出金

(3) 所管部局

健康推進部（スポーツ健康課）

(4) 令和5年度交付額

55,052,000 円

3 着眼点

主要な着眼点として以下の項目を設定しました。

(1) 財政援助団体

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- ・補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時行われているか。
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ・会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ・精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ・財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

(2) 所管部局

- ・補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金等の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ・過去に指摘、指導した事案は改善されているか。

4 監査方法

監査は石狩市監査基準に準拠し、団体に対しては、財政的援助を行っている事業が補助等の目的に沿って適正で有効かつ効率的に執行されているか、所管部局に対しては、団体への指導監督が適切に行われているかに重点を置き実施しました。

実施に当たっては、団体及び対象部局に監査の基本的な考え方を示した上で、提出された書類等をもとに、それぞれの書類等の「試査」を基本とし、必要に応じて「実査」による検証を行い、併せて実地監査を行いました。また、疑問が生じた場合は、関係職員から説明を受けました。

5 監査結果

(1) 財政援助団体

前述のとおり監査した結果、適正に執行されていることが確認されました。

(2) 所管部局

前述のとおり監査した結果、適正に執行されていることが確認されました。

6 参考資料

(1) 団体の概要

公益財団法人石狩市スポーツ協会

①設立目的

石狩市民がスポーツに親しみながら、体力や技術の向上を図るために必要な事業を行い、もってスポーツと健康づくりの推進に寄与することを目的とする。

②設立年月日

昭和 33 年 6 月 11 日 石狩町体育協会発足
平成 10 年 4 月 1 日 財団法人石狩市体育協会
平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人石狩市体育協会
令和 6 年 4 月 1 日 公益財団法人石狩市スポーツ協会

③事業

協会は、次の事業を開催します。

- ・各種スポーツ教室の開催など、スポーツの普及・啓発に関する事業
- ・市民の健康の保持と体力の増進を図るための事業
- ・各種競技会の開催や指導者の養成など、競技力の向上に関する事業
- ・スポーツの普及・振興に関し、功績のあった者の表彰
- ・スポーツに関する情報収集及び提供
- ・石狩市のスポーツ施設の管理運営
 - ①石狩市 B&G 海洋センター
 - ②はまなす国体記念石狩市スポーツ広場
 - ③石狩市緑苑台パークゴルフ場
 - ④石狩市多目的スポーツ施設
 - ⑤石狩市浜益スポーツセンター
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業